

佐渡産品県内広域連携プロモーション業務委託 仕様書

1 委託業務名

佐渡産品県内広域連携プロモーション業務委託

2 業務目的

「佐渡島の金山」世界文化遺産登録を契機として、県内の道の駅等を活用した広域連携によるプロモーションを実施し、佐渡産品の魅力を発信するとともに販路拡大を図る。あわせて、産品販売を起点とした観光誘客や関係人口の創出を促進し、持続的な広域連携モデルの構築により地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務条件

- (1) 農産物や加工品、伝統工芸品など佐渡産品の認知度向上と販路拡大に繋がる取組みをすること。
- (2) 「佐渡島の金山」世界文化遺産登録を契機とした歴史・文化・観光資源と産品を組み合わせたプロモーションを行うこと。
- (3) 県内道の駅等を拠点とし、単発のイベントに留まらない継続的な販売・情報発信につながる取組みをすること。
- (4) 県内自治体や施設との連携を図り、広域的な情報発信及び販路拡大に資する取組みを行うこと。
- (5) 産品販売を起点として観光誘客や関係人口の創出につながる企画を実施すること。
- (6) 業務をとおして得た結果や分析内容を踏まえ、業務報告書提出の際には、今後の佐渡産品の販路拡大及び広域連携の推進に係る提案を行うこと。

5 業務内容

(1) 県内道の駅を活用した佐渡産品 PR・販売イベントの実施

県内の道の駅等において、佐渡産品の PR 及び販売促進イベントを実施すること。実施にあたっては、佐渡の食文化や伝統工芸、「佐渡島の金山」世界文化遺産等の地域資源を組み合わせたストーリー性のあるプロモーションを行い、来訪者に対して佐渡の魅力を総合的に発信すること。

また、イベント来場者に対して観光情報の発信等を行い、佐渡への誘客につながる導線づくりを行うこと。

以下、ア及びイのイベントについては、現在本市において各関係者との事前調整を行っているため、契約締結後、当該調整内容を受託者へ共有するものとする。受託者は、当該内容を踏まえ、関係者と連携しながらイベントの企画運営を行うこと。

ア 必須実施会場

① 道の駅たがみ（住所：新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3072-1）

開催時期 令和8年5月頃（予定）

実施日数 2日間

【内容】

佐渡製品の販売及びPRを行うとともに、佐渡の歴史文化や観光資源の情報発信を行い、来場者の佐渡への関心喚起を図ること。

② 道の駅くがみ（住所：新潟県燕市国上 5866-1）

開催日 令和8年9月27日（予定）

【内容】

地域イベント「酒呑童子行列」と連携し、来場者に対して佐渡製品のPR及び販売を実施すること。

また、地域文化イベントと連動した効果的なプロモーションとなるよう企画運営を行うこと。

イ その他のイベント実施

上記会場のほか、県内道の駅等において、佐渡製品の認知度向上及び販路拡大に資するイベントまたは産品流通機会の創出を少なくとも1回以上企画し実施すること。

(2) プロモーション企画及び運営

イベント実施にあたり、来場者の関心を高めるため、以下のようなコンテンツを企画・運営すること。

- ・佐渡の食文化や産品をテーマとした体験型企画
- ・伝統工芸等に関するワークショップ
- ・地域文化や芸能等を活用したステージ企画
- ・観光情報の発信や来場者参加型コンテンツ

なお、実施内容については、発注者と協議の上決定するものとする。

(3) イベント実施に係る経費

本業務の実施に必要となる以下の経費については、本業務委託費に含むものとする。

- ・イベント実施に係る出展料又は会場使用料
- ・テント、机、什器等のレンタル物品費
- ・会場設営及び撤去費
- ・広報物作成費
- ・ステージイベント等の芸能披露等出演者への謝礼
- ・その他イベント実施に必要な経費

なお、具体的な内容については本市と協議のうえ決定するものとする。

出展者（出品者含む）に係る旅費及び商品等の輸送費については、本業務委託費には含まない。

6 業務報告書の提出

報告書（印刷物1部と電子データ1部）

※電子データのファイル形式は、PDF 及びマイクロソフトワード、エクセルまたはパワーポイント形式等とする。

- (1) 事業実施による結果報告
- (2) イベント実施に関するデータ及び分析結果
- (3) 今後の佐渡産品販路拡大及び広域連携に関する提案書

7 著作権等

本業務による成果品等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）及び所有権等は佐渡市に帰属するものとする。受託者は佐渡市の許可なく成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項については、本市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、本市と十分な打合せを行い進めること。また、十分な知識を有する担当者を配置すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議するものとする。